

令和6年度「箕輪町地域防災計画」主な修正・追記事項（新旧対照表）

【風水害対策編】

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	5	第1章 総則 第2節 防災基本方針	4 どこにでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し……関係機関等の連携強化を図る。 また、箕輪町は、WHO 安全・安心なまちづくりであるセーフコミュニティ活動の推進をしているところであるが、防災・減災対策は、セーフコミュニティ活動の重要な基盤の1つとして位置づけられている。	(削除)	セーフコミュニティ国際認証の取り組み終了により文言を削除
	10	第3節 防災上重要… 第2 処理すべき… 3 指定地方行政機関	<u>第九管区海上保安本部</u> <u>災害時における救助及び援助に関すること</u>	(新設)	機関の追加
	12	8 指定地方公共機関	<u>(株)上田ケーブルビジョン</u>	(株)上田ケーブルテレビジョン	事業者名の修正
	29	第2章 災害予防計画 第1節 風水害に… 第3 計画の内容 2 風水害に強い町づくりの形成 (2)実施計画	ア【町が実施する計画】 (ア)風水害に強い町づくりの形成 h 危険な盛土が確認された場合は、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</u> 各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正の措置を講じる。 i また、避難路、緊急輸送 <u>道路</u> など防災上重要… ア【町が実施する計画】	危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正の措置を講じる。… 緊急輸送路	県の防災計画に合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
	29	第2章 災害予防計画 第1節 第3 計画の内容 2 風水害に強い町づくりの形成 (2)実施計画	(ア)風水害に強い町づくりの形成 <u>」所有者不明土地を活用した防災空き地、備蓄倉庫等の整備、災害発生の際のある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u>	(新設)	県の防災計画に合わせて修正
	37	第2章 第2節 災害発生直前対策 第3 計画の内容	2 住民の避難誘導體制 ア【町が実施する計画】 (イ)町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本 <u>産業</u> 規格に基づく災害種別…	日本 <u>工業</u> 規格	名称の修正
	51	第2章 第5節 広域 相互応援計画 第3 計画の内容 2 県内外市町村間の相互 応援協定	(1)現状及び課題 …豊島区中心の12自治体と共同宣言を行い、 <u>平成25年11月には全国セーフコミュニティ推進自治体ネットワークの9賛同自治体で災害時相互応援に関する申合せを行った。</u>	(削除)	セーフコミュニティ国際認証の取り組み終了により文言を削除
	68	第2章 第7節 消防・ 水防活動計画 第3 計画の内容	3 水防計画 (2)実施計画 ア【町が実施する計画】 (イ)a 重要水防区域周辺の <u>立竹木</u> 、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認	<u>竹立木</u>	文言の修正
	74	第2章 第8節 要配 慮者支援計画 第1 基本方針 4 個別避難計画の作成・更新等	(1)個別避難計画作成の努力義務 …民生委員、地域住民、 <u>NPO</u> 等の避難支援等… …個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u>	…民生委員、地域住民等の 避難支援等… (追記)	県の防災計画に合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	74	4 個別避難計画の作成・更新等	…優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。<u>加えて、被災者支援業務の加速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (2) 個別避難計画の事前提供 …あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点から、</u>多様な主体の協力を得ながら、…	(追記)	県の防災計画に合わせて修正
	75	第2 主な取組み	5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡、	土砂災害警戒区域、 土砂災害危険区域 等及び浸水想定区域の…	国土交通省通知により削除
	81	第2章 第8節 要配慮者支援計画 第3 計画の内容	4 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 (2) 実施計画 ア【県及び町が実施する計画】 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者医療者利用施設… (2) 実施計画 ウ【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者医療者利用施設…	土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域等及び浸水想定区域の… (同上) (同上)	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	85	第2章 第9節 緊急輸送計画 第3 計画の内容 3 輸送体制の整備計画 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】	(イ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、 <u>従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急車両であることの確認を行うことができる</u> ことから、民間事業者等に対する周知を行うとともに、自らも <u>災害発生前の確認を受ける。</u>	…緊急通行車両標章の交付のため の事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなる ことから、民間事業者等に対する周知を行うとともに、自らも 事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。	災害対策基本法施行令等の改正に伴う修正
	85	4 緊急通行車両等の確認 (1) 現状及び課題	<u>4 緊急通行車両等の確認</u> …活動を開始できるよう、 <u>緊急通行車両の確認及び規制除外車両の</u> 事前届出の確認を…	4 緊急通行車両等の <u>事前届出の確認</u> 開始できるよう、 <u>緊急通行車両等の</u> 事前届出の確認	災害対策基本法施行令等の改正に伴う修正
	86	第2章 第10節 障害物の処理計画 第3 計画の内容	1 現状及び課題 緊急輸送 <u>道路</u> として確保すべき… 2 実施計画 ア【町が実施する計画】 (イ) 緊急輸送 <u>道路</u> とされている基幹農道に…	緊急輸送路として確保… 緊急輸送路とされて…	文言の訂正 同上
	87	第2章 第11節 避難の受入活動計画 第2 主な取り組み	2 安全な避難場所を指定するとともに… <u>●令和6年4月1日指定避難所1箇所を町長が指定した。</u>	(追記)	防災施設新設につき追記

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	88	第3 計画の内容 1 避難計画の策定	(1) 現状及び課題 土砂災害警戒区域<u>等の区域</u>内の要配慮者利用施設… (2) 実施計画 ア【県及び町が実施する計画】 (イ) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域<u>等の区域内</u>の要配慮者利用施設… (Ⓚ) (削除) (㌘) (削除)	浸水想定区域や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の… (イ)保健所(長野県健康観察センター)は、陽性反応時又は自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し避難の確保に向けた情報を提供するものとする。 (㌘)自宅療養者等の避難の確保を図るため、町は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、…	国土交通省通知により削除 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正
	89	第2章 第11節 避難の受入活動計画 第3 計画の内容 1 避難計画の策定	(2) 実施計画 イ【町が実施する計画】 (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 b …誘導標識を設置する場合は、日本<u>産業</u>規格に基づく…	…日本工業規格に基づく	名称の修正
	92	2 避難所の確保 (2) 実施計画	ア【町が実施する計画】 (イ) …主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u>	(追記)	県の防災計画に合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	93	2 避難所の確保 (2) 実施計画	(サ)…仮設トイレ、マット、非常用電源、 <u>ガス設備、</u> 衛星携帯電話等の…	…マット、非常用電源、衛 星携帯電話等の…	県の防災計画に合わせ て修正
	95		(ス)…専門家、NPO、ボランティア等との定期的な 情報交換 <u>や避難生活支援に関する知見やノウハウ</u> <u>を有する地域の人材確保・育成</u> に努めるものとする。	…NPO、ボランティア等 との定期的な情報交換に 努めるものとする。	
	99	指定避難所	○ 指定第2次避難所(R6.4.1 現在 <u>19箇所</u>)	(R6.4.1 現在 <u>18箇所</u>)	施設新設につき追記
	101	避難地	<u>ベルシャイン伊北店駐車場</u> <u>ベルシャイン箕輪店駐車場</u>	(新設)	町独自の修正
	137	第2章 第24節 土砂災害等の 災害予防計画 第2 主な取組み	<u>3 住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある と認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、建 築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危 害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を 土砂災害特別警戒区域として指定する。</u>	(新設)	県の防災計画に合わせ て修正
	141	第3 計画の内容 4 要配慮施設が所在する 土砂災害警戒区域等 対策	4 …施設が所在する土砂災害警戒区域等対策 5 土砂災害警戒区域等の対策 (1) 現状及び課題 本県では、 <u>令和5年4月1日</u> 現在で <u>27,224</u> 区域が 土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災 害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は <u>21,505</u> 区域あり、区域内に住宅もある。	…土砂災害警戒区域 <u>及び</u> <u>土砂災害危険箇所</u> 等対策 5 土砂災害警戒区域の対策 <u>令和3年8月31日</u> 現在 <u>27,104</u> 区域 <u>21,409</u> 区域	国土交通省通知により 削除 文言の修正 時点修正 数値の修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	142		(2)実施計画 イ【住民等が実施する計画】 (7)…また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路…	また、土砂災害警戒区域等 及び土砂災害危険箇所 —避難施設その他の避難…	国土交通省通知により 削除
	157	第2章 第31節 二次被害の予防計画	第2 主な取組み 4 土砂災害 <u>警戒区域等</u> の把握、緊急点検体制の整備に努める。	土砂災害 <u>危険箇所</u> の把握、緊急点検体制の…	国土交通省通知により 修正
	159	第3 計画の内容 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策	(1)現状及び課題 土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それらの災害が発生する <u>おそれ</u> がある箇所（土砂災害 <u>警戒区域等</u> ）をあらかじめ把握して…	…それらの災害が発生する <u>危険</u> がある箇所（土砂災害 <u>危険箇所</u> ）を…	
	161	第2章第32節 防災知識の普及計画 第3 計画の内容 防災思想の普及、徹底	(1)実施計画 ア【町が実施する計画】 (7) m 各地域における避難対象地域、 <u>土砂災害警戒区域等</u> に関する知識	各地域における避難対象地域、 <u>急傾斜地崩壊危険箇所等</u> に関する知識	
	167	第2章 第33節 防災訓練計画 第1 基本計画	災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との <u>連携</u> 体制の確立を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。	企業等との <u>協調</u> 体制の確立を目的として…	令和元年東日本台風災害を踏まえて実施している訓練内容に合わせて修正
	171	第2章 第34節 災害復旧・復興への備え 第3 実施計画	ウ …災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体 <u>や民間事業者等</u> との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。	…災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物計画に…	県の防災計画に合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	178	第2章 第37節 ボランティア 活動の環境整備 第1 基本計画 第2 主な取り組み	…また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動が行えるよう、<u>県・町、社会福祉協議会、NPO等</u>が連携して環境整備を図って… 1 ボランティアの事前登録を社会福祉協議会（<u>町</u>災害ボランティアセンター）、日本赤十字社長野支部等において実施する。 4 <u>長野県災害支援ネットワーク等の災害</u>中間支援機構（NPO、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織。以下「<u>災害</u>中間支援組織」という。）<u>及び県内外の専門性の高いNPO等</u>との<u>平時からの官民</u>連携体制の構築に努める。 5 <u>災害</u>中間支援組織、<u>NPO等</u>との連携を図るため、連絡協議会の充実を図る。	…必要な活動が行えるよう、<u>防災関係機関</u>が連携して環境整備を図って… ボランティアの事前登録を社会福祉協議会災害ボランティアセンター、… <u>国内の主要なボランティア関係団体</u>、中間支援機構（内容省略）との連携体制の構築に努める <u>ボランティア関係団体</u>、中間支援組織との連携…	県の防災計画に合わせて修正
	179	第2章 第37節 ボランティア 活動の環境整備 第3 計画の内容 2 ボランティア活動の 環境整備 (2) 実施計画	<u>ア</u>【県（危機管理部・健康福祉課）及び町が実施する計画】 <u>(7)</u>…発災時のボランティアとの連携方法について検討し、速やかに始動体制を構築するものとする。<u>また、県は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織である長野県災害時支援ネットワークと平時から相互に協力し、その機能強化に努める。</u>	（追記）	

風水害	180	2 ボランティア活動の 環境整備 (2) 実施計画 3 ボランティア・NPO 等 関係団体間の連携	<u>(イ) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時における…</u> <u>(エ) …災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。</u> <u>また、町は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する町社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。特に町災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協力を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u> <u>イ【社会福祉協議会が実施する計画】</u> <u>災害ボランティアセンターの設置等について、平時から県・町との連携により、その体制確保に努めるものとする。</u> 3 ボランティア・NPO等関係団体間の連携	防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティアの三者で連携し、平常時の登録、ボランティアの活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時に… (追記) (新設) 3 ボランティア団体間の連携	県の防災計画に合わせて修正
-----	-----	---	--	--	----------------------

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	180	2 ボランティア活動の 環境整備 (2) 実施計画 3 ボランティア・NPO 等 関係団体間の連携	(2) 実施計画 <u>ア【県及び町が実施する計画】</u> <u>長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める</u> <u>イ【長野県災害時支援ネットワークが実施する計画】</u> <u>在宅避難、避難所等の生活の場所ごとの分野及び保健医療福祉・要配慮者等の課題・分野ごとに、関係するNPO等との平時からの連携体制の構築に努めるものとする。</u>	町は、国内の主要な災害ボランティア団体やボランティア関係団体、中間支援組織（NPOボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調達を行う組織）と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるための連絡会議の配置を推進… (新設)	県の防災計画に合わせて修正
	181	4 ボランティアコーディネーターの養成	(2) 実施計画 町、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部、 <u>長野県災害時支援ネットワーク</u> 等は、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。	町、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等は、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に…	
	186	第2章 第41節 住民及び事業者による地区内の防止活動の推進	第4 「地域防災計画」に「地区防災計画」を規定 <u>○ 上古田区自主防災会作成の「上古田区防災計画」(令和6年度作成)</u> <u>○ 三日町区自主防災会作成の「三日町区防災計画」(令和6年度作成)</u> <u>○ 南小河内区自主防災会作成の「南小河内区防災計画」(令和6年度作成)</u>	(追記)	地区防災計画作成につき追記

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	189	第3章 災害応急対策 計画 第1節 災害直前活動 第3 活動の内容 2 住民の避難誘導対策	(1) 基本方針 …緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要は医療者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。	…また、浸水想定区域や 土砂災害危険箇所及び 土砂災害警戒区域内の要は医療者利用施設に対しては、迅速かつ適切な…	国土交通省通知により削除 長野地方気象台による修正
	197	第3章 災害応急対策 計画 第1節 災害直前活動 第4 警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (1) 特別警報・警報・注意報	警報・注意報発表基準一覧表 <u>令和5年6月8日</u> 現在 警報 大雨 土壌雨量指数基準 <u>129</u> 警報 洪水 流域雨量指定基準 桑沢川流域 <u>4. 3</u> 深沢川流域 <u>5. 2</u> 帯無川流域 <u>6</u> 注意報 大雨 土壌雨量指数基準 <u>91</u>	令和4年5月26日 現在 134 4. 4 5. 3 6. 1 96	
	201	2 水防法に基づく警報等 (2) 天竜川水位情報	避難判断水位 <u>2. 60m</u> 氾濫危険水位 <u>3. 10m</u> <u>令和6年4月1日</u> 改正	2. 40m 2. 60m 令和元年7月1日 改正	
	202	3 その他の情報 (1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等 警報危険度分布（キキクル）等の概要	大雨警報（侵水害）の危険度分布（浸水キキクル） …1時間先までの流域雨量指数の予測を用いて… 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル） …3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて…	…1時間先までの 雨量分布及び 流域雨量指数の… …3時間先までの 雨量分布及び 流域雨量指数の…	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	202	3 その他の情報 (1)大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等 警報危険度分布（キキクル）等の概要	<u>危険度分布（キキクル）の色が持つ意味</u> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当	（新設）	長野地方気象台による修正
	204	(1) 記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な <u>雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。</u> 長野県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている <u>状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。</u>	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な <u>短時間の大雨</u> を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、 <u>府県気象情報の一種として発表される。</u> …災害発生につながるような猛烈な雨が降っている <u>ことを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の危険度分布で発表される。</u>	

風水害	209	第3章 第2節 災害情報の収集・連絡活動 第2 活動の内容 3 被害状況等の調査と調査責任機関	(2) 町は、被害が甚大である等、町において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関<u>に定める県現地機関等</u>に応援を求めるものとし、<u>県現地機関は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</u> <u>(3) 派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</u> (4) <u>また、</u>町は、自らの対応力…（以下省略）	…次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、<u>協力機関等は速やかに必要な応援を行うものとする。</u> <u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、…（中略）…工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u>	文言の整理
	214	6 通信手段の確保	(2) 【電気通信事業者が実施する事項】 <u>イ 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。</u>	（新設）	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正
	224	第3章 第4節 広域相互応援活動 第1 基本方針	…被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。<u>なお派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</u>	<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、…（中略）…工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u>	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	243	第7節 救助・救急・医療活動 第3 活動の内容 1 救助・救急活動	(1) 基本方針 …なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。	…新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスクの着用を徹底するものとする。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正
	245	2 医療活動	(1) 基本活動 …更に、市町村・都道府県の枠を超えた相互応援体制による医療活動を行う。なお、県及び町は、災害時を想定した情報の連携、整備及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に…	なお、地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整備及び分析等の保健医療活動の総合調整…	県の防災計画に合わせて修正
	254	第3章 第8節 消防・水防活動 第3 活動の内容 1 消防活動 (7) 火災防御計画 イ 火災警報発令時計画	(ウ) 警備出動 箕輪町消防団 第1分団 消火栓 151 第2分団 消火栓 96 第3分団 水利 46 第5分団 水利 37 計 消火栓 782 水利 233		新規設置数の追加
	262	第9節 要配慮者に対する応急活動 第3 活動の内容 1 避難受入れ活動 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】	(ウ) 避難所での生活環境整備等 C 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 …手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行うものとする。なお派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。	職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	269	第 11 節 障害物の処理 活動 第 3 活動の内容 1 障害物の除去処理	(1) 基本方針 …救援車両の交通路を優先して確保するため、緊急輸送道路上の漂流物、放置車両、被災車両及び倒壊物等の交通障害物を直ちに撤去する。	…確保するため、緊急輸送路上の漂流物、…	国土交通省通知により修正
	272	第 3 章 第 12 節 避難受入及び 情報提供活動 第 1 基本方針	…特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等に所在しているため避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導等の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。 (以降削除)	…土砂災害危険箇所内… また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5 段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。	
		第 2 主な活動	5 県及び町は広域的な避難が必要な場合は、 <u>相互に連携し、</u> 速やかな避難の実施に努める。	県及び町は広域的な避難が必要な場合は速やかな避難の実施に努める。	文言の整理
	273	第 3 活動の内容 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	(1) 基本方針 …また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5 段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。	…また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5 段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。	
		第 3 章 第 12 節 避難受入及び	(2) 実施計画 ア 実施機関 (7) 避難指示等の発令機関		

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	273	情報提供活動 第 3 活動の内容 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (1) 実施計画 ア 実施機関 (7) 避難指示等の発令機関	実施事項 <u>高齢者等避難</u> 発令機関 <u>町長</u> 根拠法 <u>災害対策基本法 56 条</u> 対象災害 <u>災害全般</u> 実施事項 <u>避難指示</u> 発令機関 <u>知事</u> 根拠法 <u>災害対策基本法 60 条</u> 対象災害 <u>災害全般</u> 実施事項 <u>緊急安全確保</u> 発令機関 <u>町長</u> 根拠法 <u>災害対策基本法 60 条</u> 対象災害 <u>災害全般</u> 実施事項 <u>緊急安全確保</u> 発令機関 <u>知事</u> 根拠法 <u>災害対策基本法 60 条</u> 対象災害 <u>災害全般</u> 実施事項 <u>緊急安全確保</u> 発令機関 <u>警察官</u> 根拠法 <u>災害対策基本法 61 条</u> 対象災害 <u>災害全般</u>	(追記) (追記) (追記) (追記) (追記)	県の防災計画に合わせて修正
		第 3 章 第 12 節 第 3 活動の内容 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	イ 高齢者避難、避難指示、 <u>緊急安全確保</u> の意味 【高齢者等避難】 <u>災害が発生するおそれがある場合において、避難に</u>	人的被害の発生する可能性が高まった状態で、一般住民に対しては避難の準	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	273	(2) 実施計画 イ 高齢者避難、避難指示、 <u>緊急安全確保</u> の意味	<u>時間を要する高齢者等の要配慮者が、円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。</u>	備を呼びかけ、避難行動に時間を要する要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。	県の防災計画に合わせて修正
	274		【避難指示】 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに<u>必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のため<u>の</u>立ち退きを指示することをいう。</u> 【緊急安全確保】 <u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。</u> ウ <u>措置及び</u>報告、通知等 (7) 町長の行う措置 <u>a 高齢者等避難</u> <u>災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了</u>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、…（中略）…特に必要があると認められるときにに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。 （新設） ウ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等	
		第3章 第12節 第3 活動の内容 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (2) 実施計画			

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	274	ウ <u>措置及び報告、通知等</u> (7) 町長の行う措置	<u>させるのに時間を要する住宅又は施設利用者の高齢者等、及びその人の避難を支援する者をいう。が危険な場所から避難すべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。</u> <u>(a) 長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断された地域</u> <u>(b) 国または長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</u> <u>(c) 河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域</u> <u>また、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかけるものとする。</u> <u>b 避難指示</u> 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、<u>国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等</u>に対し、避難指示を<u>発令する</u>ものとする。 <u>(c) 河川が氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される地域</u>	(新設) 災害時において、人の生命又は身体…（中略）…次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方法又は避難場所を指示し、早期に高齢者等避難、避難指示を行うものとする。 (項目の移動)	県の防災計画に合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	275	1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (2) 実施計画 ウ 措置及び報告、通知等 (7) 町長の行う措置	<u>C 緊急安全確保</u> <u>居住者等が身の安全を確保するために、立退き避難をすることがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動への行動変容するよう町長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令するものとする。</u> <u>(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域</u> <u>(b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</u> <u>なお、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u> <u>d 報告（災害対策基本法第 60 条）</u>	(新設)	県の防災計画に合わせて修正
	279	(2) 実施計画	エ 避難指示の時期 前記ウ（ア）に記載する地域に災害が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するた	C 報告（災害対策基本法第 60 条） 前記ウ（ア）a(a)～(j)に該当する…	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	280		め必要とする場合に発する。 なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。 オ 避難指示等の内容 避難指示等の発令を行うに際し、次の事項を明確にする。 (イ) 町長以外の発令者は、住民と直接関係している町長と密接に連絡を取り、周知徹底を図る。 (ク) 避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、音声告知放送、電子メール等のほか… キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 災害発生直後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、要配慮者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。 <u>また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。</u>	…なお、避難指示を解除する場合には… オ 避難指示、高齢者等避難の内容 避難指示の伝達を行うに際し、次の事項を明確に… 町長以外の指示者は… 高齢者避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知のため… キ 要配慮者の状況把握 …民生児童委員、自治会、消防、警察等… (新設)	県の防災計画に合わせ て修正
	281	3 避難誘導活動 (1) 基本方針	避難指示等の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮すること	避難指示を行った場合は、 人命の安全を第一に…	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	283	(2) 実施計画	イ【住民が実施する計画】 住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。	(7) 要避難地区で避難をする場合、住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断…	県の防災計画に合わせて修正
	284		(7) (削除)	(7) 避難地区で避難を要する場合、住民等は災害が拡大し危険が予想される時は、…(中略)…この場合、携帯品は食料、日用品等必要最小限のものとする。	
			(8) …指定避難所の運営に関し…その立ち上げを支援するものとする。 <u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u>	(追記)	
	288	ア【町が実施する計画】 6 避難地	(9) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む…適切な避難所レイアウト、 <u>感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保</u> 等の必要な措置を講じるよう努めるものとする <u>ベルシャイン伊北店</u> <u>箕輪町大字中箕輪 3011-1</u> <u>大出</u> <u>ベルシャイン箕輪店</u> <u>箕輪町大字三日町 933-1</u> <u>三日町</u>	また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合に、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。 (新設)	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正 町独自の修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	290	避難地	(3) 収容人員の報告 地区派遣職員は、担当する避難所の状況を常に把握し、その状況を令和6年3月作成の「避難所運営マニュアル」及び「同資料」にある… (4) 令和6年3月作成の「避難所マニュアル」及び「同資料」を活用する。 ※防災倉庫を設置し避難所として活用できる「防災拠点」の整備箕輪町の中心市街地に、新たな避難施設（指定避難所）及び消防団、自主防災組織等の活動拠点となるよう防災倉庫（備蓄物資・資機材）の機能を備えた防災拠点施設を整備して、災害時等に避難者の生活環境を確保していく。また平時には消防団や自主防災組織等の訓練や研修等が行える設備整備していく。	…その状況を平成29年7月作成の… 平成29年7月作成の… (削除)	日付の更新 防災施設建設完了につき削除
	293	9 被災者等への的確な情報伝達 (2) 実施計画 ア【県及び町が実施する計画】	(7) 県及び町は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 (カ) 県及び町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。	(新設) (新設)	県の防災計画に合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	294		<u>(注) 県及び町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通によって迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u>	(新設)	県の防災計画に合わせて修正
	295	第3章 第13節 孤立地域対策活動	第2 主な活動 4 <u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、</u> ヘリコプターによる輸送を行う。	陸上輸送が不可能な場合は、 ヘリコプターによる輸送を行う。	消防庁通知により修正
	297	第3 活動の内容 4 食料品等の生活必需品物資の搬送	(1) 実施計画 ア【町が実施する対策】 迂回路による輸送の確保に努めるとともに、 <u>ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、</u> 県に対してヘリコプター確保に関する要請を行うものとする。	迂回路による輸送の確保に努めるとともに、 陸上輸送手段確保が困難な場合には、 県に対して…	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	299	第3章 第14節 食料品等の調達供給活動 第3活動の内容 2 食料品等の調達 (2)実施計画	ア【町が実施する対策】 (イ)町の備蓄により必要量を満たすことができない場合は、町内又は近隣市町村の業者から購入して調達する。 業者からの調達が間に合わない等の場合においては、 <u>県災害対策本部室</u> に対して食料の供給について要請を行って、調達した食料を被災者等に対して供給するものとする。	…業者からの調達が間に合わない等の場合においては、 近隣市町村及び県（上伊那地方事務所長） に対して食料の供給について <u>種類及び数量を明示して</u> 要請を行って、調達した食料を被災者等に対して供給するものとする。	県の防災計画に合わせて修正
	311	第3章 第17節 保健衛生・感染予防対策 第3活動の内容 2 感染症予防対策 (2)実施計画	ア【町が実施する対策】 (キ)被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について、患者又は感染症病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒や予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。（以降削除）	…措置を講じるよう努めるものとする。 加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正
	346	第3章 第29節 土砂災害等応急活動 第3活動の内容 1 地すべり等応急対策	(1)基本方針 監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難 <u>に関する</u> 情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。 (2)実施計画 ア【町が実施する対策】 (7)警戒避難 <u>に関する</u> 情報を住民に提供し、必要に応	監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に… 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指	文言の訂正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害			じて避難指示等の措置を講じるものとする。 ウ【住民が実施する対策】 警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。 (1) 基本方針 被災状況、不安定土の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア【町が実施する対策】 (7) <u>警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。</u> ウ【住民が実施する対策】 警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。 (1) 基本方針 監視体制を整え、規模、崩落状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア【町が実施する対策】 (7) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。	示等の措置を講じる… 警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。 被災状況、不安定土の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留める… 被害に応じて避難指示等を行うとともに、応急工事を行う。 警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。 監視体制を整え、規模、崩落状況を把握し、警戒避難情報を提供すると… 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて…	文言の訂正
	347	第3章 第29節 土砂災害等応急活動 第3 活動の内容 2 土石流対策			
	348	3 崖崩れ応急対策			

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害			ウ【住民が実施する対策】 警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。	警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に…	
	351	第3章 第31節 第3 道路及び橋梁応急対策 (2)実施計画	イ【関係機関が実施する計画】(地方整備局) (7)…道路情報モニター及び官民のプロープ情報収集の活用により情報収集を行う。	…道路情報モニター及び官民の自動車プロープ情報収集の活用により…	県の防災計画に合わせて修正
	371	第3章 第38節 ボランティアの受入れ体制 第2 主な活動	1 …ボランティアの受入れ体制の確保に努める。 また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開する。	…ボランティア関係団体等と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。	
	372	第3 活動の内容 1 被災者のボランティアニーズの把握とボランティア受入れ体制の確保 (2)実施計画	ア【町が実施する対策】 (ウ)町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。…	ボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。…	
	373	イ【社会福祉協議会が実施する計画】	(7)長野県社会福祉協議会 …ボランティア関係団体、災害中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの…	…ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア…	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害	388	第4章 災害復旧計画 第2節 迅速な原状回復の進め方 第3 活動の内容 3 職員派遣	(1) 基本方針 …そのため、町は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。 <u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</u>	…職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。 職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底する。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正
	389	第4章 第3節 計画的な復興 第3 計画の内容 1 復興計画の内容	(1) 基本方針 被災地域の再建にあたり、さらに災害に強いまちづくりを目指し、 <u>都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成するものとする。</u> <u>当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。</u> <u>また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分配慮するものとする。</u> <u>併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努めるものとする。なお、当</u>	(1) 基本方針 被災地の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、復興計画を作成するものとする。 その際、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。 また、当該計画の迅速、的確な作成と遂行のため、 県、近隣市町村 及び国との連携等調査を行う体制の整備を図るものとする。	県の防災計画に合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
風水害			該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、<u>地方公共団体間</u>及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。		
	390	防災まちづくり	(1) 基本方針 …住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。 <u>併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。</u>	(追記)	県の防災計画に合わせて修正
	395	第4章 第5節 被災者等の生活再建等の支援 第1 基本方針	…さらに、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度をすることができる環境の整備に努めるものとする。	さらに、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やか…	
	402	第3 活動の内容 11 被災台帳の作成 (2) 実施計画 【町が実施する対策】	…配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努めるものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u>	(追記)	

【震災対策編】

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	9	第1章 総則 第6節 防災ビジョン	…家族（自助）や地域（共助）による支援が重要である。 <u>現在、箕輪町では、「セーフコミュニティ」の考え方を中心としたまちづくりを推進している。「セーフコミュニティ」とは、「地域の関係者が連携・協働して、住民等が安全・安心に暮らすことができるまち」のことである。町は以上の視点から、防災をまちづくりの重要な基盤の一つとして位置付けている。</u>	(削除)	セーフコミュニティ 国際認証の取り組み 終了により文言を削除
	12 13	第2章 災害予防計画 第1節 地震に強いまちづくり 第3 計画の内容 3 地震に強いまちづくり (2) 実施計画 【町が実施する対策】	ア 地震に強い都市構造の形成 (7) 避難路、緊急輸送 <u>道路</u> など防災上重要な経路を構成する道路において… <u>(イ) 所有者不明土地を活用した防災空き地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u> イ 建築物等の安全化 (7) 不特定多数の者が利用する <u>施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。</u> … (イ) <u>建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等をはかるものとする。</u>	避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路において… (新設) 不特定多数の者が利用する <u>建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に…</u> 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全対策を図る。	県の防災計画に合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	15	【関係機関が実施する対策】	カ 災害応急対策等への備え <u>(コ) 平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。</u> イ 建築物の安全 不特定多数の者が利用する<u>施設、学校、行政関連施設等の</u>応急対策上重要な<u>施設、要配慮者利用施設等</u>について、耐震性の確保に特に配慮する。	(新設) 不特定多数の者が利用する<u>建築物並びに学校及び医療機関等の</u>応急対策上重要な<u>建築物</u>について、耐震性の確保…	県の防災計画に合わせて修正
	30	第2章 第9節 障害物の処理計画 第3 計画の内容	1 現状及び課題 障害物の除去にあたっては、…… 緊急輸送<u>道路</u>として確保すべき広域農道など… 2 実施計画 ア【町が実施する計画】 (イ) 緊急輸送<u>道路</u>とされている基幹農道について、<u>速やかな</u>障害物除去<u>体制</u>の整備を図る。	…緊急輸送路として確保… 緊急輸送路とされている基幹農道について障害物除去<u>対策</u>の整備を図る。	
	32	第2章 第10節 避難の受入活動計画 第3 計画の内容 1 避難計画の策定	(1) 現状及び課題 激甚な地震の発生には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。特に土砂災害<u>警戒区域等</u>の要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。	…きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に土砂災害<u>危険→注意→準用区域内</u>の要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する…	国土交通省通知により修正
	33	(2) 実施計画 ア【県及び町が実施する計画】	(ア) 県及び町は、土砂災害<u>警戒区域等</u>の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。 (イ) 町は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な	県及び町は、土砂災害<u>危険箇所</u>等の要配慮者利用施設に… 県及び町は、予め住民に対し…	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	33	ア【県及び町が実施する計画】	媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供するものとする。 <u>(ウ)</u> (削除) <u>(エ)</u> (削除)	新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする 保健所（長野県健康観察センター）は、陽性判定または、自宅療養開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。 自宅療養者等の避難の確保を図るため、町は、――の確保に努めるものとする。――また保健所は、事前に――調整に努めるものとする。――	の位置づけの変更に伴う修正
	33	イ【町が実施する計画】	(7) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定 b 町は、指定緊急避難場所を指定（中略）日本産業規格 (イ) 避難計画の作成 <u>b</u> (削除)	…日本工業規格… b 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法	名称の修正 文言の整理
	34	ウ【関係機関が実施する計画】	(ウ) 要配慮者の利用する施設の管理者は…特に、土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設の管理にあたっては…	…特に、土砂災害危険・注意・準用区域内の要配慮者利用…	国土交通省通知により修正
	35	2 避難所の確保 (2) 実施計画	(ウ) 町は、福祉避難所として（中略）指定するものとする。 <u>特に要配慮者に対して、円滑な情報伝達ができるよう、</u>	(追記)	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	36	ア【町が実施する計画】	<u>多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u>		県の防災計画に合わせて修正
	38		(サ)…非常用電源、 <u>ガス設備</u> 、衛星携帯電話…	非常電源、衛星携帯電話…	
	44	避難地	(ヌ)…継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換 <u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する人材の確保・育成</u> に努めるものとする。	…継続的な確保のため、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に…	
	55	第2章 第23節 土砂災害等の災害予防計画 第2 主な取組み	<u>ベルシャイン伊北店駐車場</u> <u>ベルシャイン箕輪店駐車場</u>	(新設)	町独自の修正
	56	第2章 第23節	2 土砂災害 <u>特別</u> 警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築は行わないものとする。…やむを得ず新築等 <u>を</u> 行う場合は…	2 土砂災害警戒区域 <u>等</u> には原則として要配慮者利用施設… …やむを得ず新築等行う…	文言の修正
		第2章 第23節	3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。	3 <u>土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。</u>	国土交通省通知により修正
		第3 計画の内容	4 <u>住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。</u>		
	56	1 地すべり対策 (2)実施計画 ウ【住民が実施する計画】	<u>ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。</u>	地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深めるものとする。	県の防災計画に合わせて修正
	56	2 土石流対策	(イ) 避難方法の周知	a <u>土石流危険渓流</u> の所在地	国土交通省通知によ

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	58	(2)実施計画 ア【町が実施する計画】	<u>土砂災害警戒区域の所在地及び区域</u> (別に定める <u>土砂災害警戒区域</u> 一覧表及び位置図による)	㌞主石流危険溪流の区域 ―(別に定める土砂災害危険溪流位置図による。)	り修正
		3 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	(3)【住民が実施する計画】 <u>ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。</u>	主石流危険溪流についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておくものとする。	県の防災計画に合わせて修正
		第2章 第23節 4 急傾斜地崩落対策	(1)現状及び課題 がけ崩れ災害を未然に防止し、…また、「急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律」に基づいて <u>土砂災害警戒区域</u> を指定し、急傾斜地の崩落による災害の防止に努めるものとする。	…また、「急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律」に基づいて <u>急傾斜地崩落危険区域</u> を指定し、…	国土交通省通知により修正
	59	(2)実施計画	ア【町が実施する計画】 (イ)土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、住民へ周知するものとする。 また、 <u>土砂災害警戒区域</u> を住民に周知するものとする。	…また、 <u>急傾斜地崩落危険箇所</u> を住民に周知するものとする。	
		5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策	ウ【住民が実施する計画】 <u>ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。</u>	目頃から危険箇所についての知識を深めるとともに、安全な避難場所を確認しておくものとする。	県の防災計画に合わせて修正
			5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策	要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び <u>土砂災害危険箇所対策</u>	国土交通省通知により削除

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	59		(1) 現状及び課題 急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等に立地している。	…土砂災害警戒区域及び <u>土砂災害危険箇所</u> 等に立地している。	
	60	6 土砂災害警戒区域等の対策 (2) 実施計画 イ【住民等が実施する計画】	6 土砂災害警戒区域 <u>等</u> の対策 (7) 住民は、平時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他…	土砂災害警戒区域の対策 …また、土砂災害警戒区域等及び <u>土砂災害危険箇所</u> 、避難施設その他避難場所及び避難路…	国土交通省通知により修正 国土交通省通知により削除
	70	第2章 第30節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動	第2 主な取組 4 土砂災害 <u>警戒区域等</u> の把握、緊急点検体制の整備に努める。	4 土砂災害 <u>危険箇所</u> の把握…	国土交通省通知により修正
	72	第3 計画の内容 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策	(1) 現状及び課題 …二次災害予防のためそれらの災害が発生する <u>おそれのある箇所</u> （土砂災害 <u>警戒区域等</u> ）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整備して…	…二次災害予防のためそれらの災害が発生する <u>危険がある箇所</u> （土砂災害 <u>危険箇所</u> ）をあらかじめ把握しておく…	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	77	第2章 第31節 防災知識普及計画 第3 計画の内容	<u>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</u> <u>(1) 現状及び課題</u> <u>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく必要がある。</u> <u>(2) 実施計画</u> <u>ア【町が実施する計画】</u> <u>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や、映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。</u> <u>また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u> <u>さらに、災害教育の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。</u> <u>イ【住民が実施する計画】</u> <u>住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u>	第39節 災害教訓の伝承 町は、過去に起こった大地震の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大地震に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。 また、この教訓をまちづくりに活かすよう検討する。	県の防災計画に合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	91	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害情報の収集・連絡活動 5 災害情報の収集・連絡系統 (3) 連絡の実施事項の概要 イ 地震情報	(7) 緊急地震速報（警報・予報） a 緊急地震速報（警報） 最大震度5弱以上 <u>又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想</u>された場合に、震度4以上又は <u>は長周期地震動階級3以上の</u>揺れが予想される地域に対し、<u>揺れにより重大な被害</u>が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。 なお、地震に対する特別警報は、震度6弱以上 <u>又は長周期地震動階級4の揺れが</u>予想される場合に発表される… b 緊急地震速報（予報） 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上 <u>もしくは長周期地震動階級4の揺れ</u>等と <u>予想</u>されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。	最大震度5弱以上の揺れが <u>推定</u>された <u>とき</u>に、震度4以上の揺れが予想される地域に対し <u>地震動</u>により重大な… …なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上 <u>の大きさの地震動が</u>予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。…	長野地方気象台による修正
	92		(7) 長周期地震動に関する観測情報 <u>震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合に発表する情報</u> <u>※地震毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</u> <u>（地震発生から10分程度で1回発表）</u>	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と <u>推定</u>されたときに、主に高度利用者… <u>震度3以上</u>を観測した場合に発表する情報 <u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとに長周期地震動階級等を発表</u>	
	93	6 通信手段の確保	(3) 【電気通信事業者が実施する事項】 <u>イ 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームのトップページへの掲載、地図による障害エ</u>	（新設）	県の防災計画にに合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	95	第3章 第3節 広域相互応援活動	<u>リアの表示等）するよう努めるものとする。</u> 第1 基本方針 …先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断するものとする。 <u>なお、派遣先において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u> …幹事会申合せ → <u>決定、令和5年5月改定</u> …令和4年4月改定 → <u>令和5年5月改定</u>	…職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正
	96		① <u>地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県をいう。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</u> ② <u>地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合。</u> ③ <u>ただし、①又は②のいずれも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</u>	(新設)	県の防災計画に合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	103	第3章 第11節 避難受入れ 及び情報提供活動	・「<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画</u>」（令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定） 第1 基本方針 …県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害<u>警戒区域</u><u>等内</u>に所在しているため、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。	…多くの要配慮者利用施設が土砂災害 <u>危険箇所</u> 等に所在しているため、…	国土交通省通知により修正
		第2 主な活動	1 町長は、高齢者等避難や避難指示を適切に<u>発令し</u>、速やかにその内容を住民に周知する。 4 町は指定避難所を開設し、良好な避難生活の確保に努める なお、開設・運営に当たっては<u>令和6年3月</u>作成の「避難所運営マニュアル及び同資料編」を活用する。	…避難指示を適切に<u>行い</u>、速やかにその内容を住民に周知… …開設・運営に当たっては<u>平成29年7月</u>作成の「避難所運営マニュアル及び同資料編」…	文言の整理 作成年月の更新
	104	第3 活動の内容 1 避難指示	(1) 基本方針 地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要と認められる場合には、住民に対して避難指示を<u>発令する。</u>	…必要と認められる場合には、住民に対して避難指示を <u>行う。</u>	文言の整理
		(2) 実施計画 ア 実施機関	(7) 避難指示の発令機関 発令機関 <u>知事</u> 根拠法 <u>災害対策基本法第60条</u> 対象災害 <u>災害全般</u>	(新設)	県の防災計画に合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	104	第3章 第11節 1 避難指示 (2) 実施計画	イ 避難指示の意味 …その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。 ウ 措置及び報告、通知等 (7) 町長の行う措置 a 避難指示 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令する。 (e) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域 このほか、土砂災害や洪水については、風水害対策編に準じて対応するものとする。 なお、地震発生時には、気象警報等の発表基準が引き下げられる場合があることに留意する。 オ 避難指示の内容 避難指示の発令に際し、次の事項を明確にする。	…その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立退きを指示することをいう。 ウ 避難指示及び報告、通知等 (7) 町長及び消防機関の長の行う措置 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を（中略）次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行うものとする。 （追記） 避難指示を行うに際し、次の事項を明確にする。	県の防災計画に合わせて修正
	106	第3章 第11節 1 避難指示 (2) 実施計画 ウ 措置及び報告、通知等 a 避難指示			

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	107	カ 住民等への周知	(キ) <u>避難情報</u> や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。	<u>高齢者等避難・避難指示をはじめとする</u> 災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、…	県の防災計画に合わせて修正
	108		指示・通知系統表 <u>危機管理係</u> <u>箕輪町交番</u>	<u>防災・S-C推進室</u> <u>警部交番</u>	名称の変更
	110	第3章 第11節 1 避難指示 (2) 実施計画 3 避難誘導活動	キ <u>避難行動要支援者</u> の状況把握及び避難支援 災害発生直後直ちに現地災害対策本部、地域住民、民生・児童委員、 <u>自主防災組織</u> 、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健 福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。 <u>また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。</u> (1) 基本方針 避難指示の <u>発令者</u> は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮するもの。	<u>要配慮者</u> の状況把握及び避難支援 (追記) 避難指示 <u>を行なった場合</u> は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に…	県の防災計画に合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	111	(2) 実施計画	イ【住民が実施する対策】 住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。この場合において携行品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。	(7)要避難地区で避難を要する場合、住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火…	県の防災計画に合わせ修正
	112	第3章 第11節 4 避難所の開設・運営 (2) 実施計画 ア【町が実施する対策】	(イ) (削除) (キ) …避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 <u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u> (サ) …受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、<u>感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保</u>等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。(以降削除)	(4)任意の避難地区で避難を要する場合、住民等は災害が拡大し危険が予想されるときは(7)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。この場合において携行品は食料、日用品等必要最小限のものとする。 (追記) …必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。	
	116	6 避難地	<u>ベルシャイン伊北店</u> <u>箕輪町大字中箕輪 3011-1</u> <u>大出</u>	(新設)	町独自の修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災			<u>設置の推進その他の必要な施策を講じるものとする。</u> <u>(ケ) 県及び町は、障害の種類及び程度に応じて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じるものとする。</u>		
	126	第3章 第28節 土砂災害等 応急活動 第3 活動の内容 1 地すべり等応急対策	(1) 基本方針 監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア【町が実施する対策】 (7) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。	(新設) …活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留める… 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて…	文言の修正
	127		ウ【住民が実施する対策】 警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。	警戒避難情報に注意を払い…	
		2 土石流対策	(1) 基本方針 <u>監視体制を整え</u>、被災状況、不安定土の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。	被災状況、不安定土の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に…	
	143	(2) 実施計画	ア【町が実施する対策】 (7) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。	警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等…	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	144	3 崖崩れ応急対策 (1) 実施計画 第3章 第35節 文教活動 第3 活動の内容 2 応急教育計画	ウ【住民が実施する対策】 警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。 ア【町が実施する対策】 (7) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。 ウ【住民が実施する対策】 警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。 (2) 実施計画 <u>(イ) 教育施設・設備の確保</u> <u>a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。</u> <u>b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。</u> <u>c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の市町立の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。</u> <u>(カ) 学校給食の確保</u> <u>学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡を取り、必要な措置をとる。また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策</u>	警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合… 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示… 警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合… (新設)	文言の修正 県の防災計画に合わせて追記

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	156	第5章 地震防災強化計画 第5節 避難活動等 第2 活動内容	<u>に可能な限り協力するものとする。</u> 1 避難指示 <u>(2)【住民が実施する計画】</u> <u>平常時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておくなど地震発生に備えて万全を期すよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は、町の指示に従いあらかじめ指定された避難場所に速やかに避難するものとする。</u>	(新設)	県の防災計画に合わせて修正
	182	第6章 南海トラフ地震に関する事前対策活動 第3節 情報の収集伝達計画 第1 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達	1 伝達系統図 <u>広報・共創推進課</u> 3 勤務時間外、休日の伝達要領 (3) 総務課 <u>危機管理係員</u> は、速やかに登庁し、防災行政無線等により、住民等に密接に関係ある事項を広報する。	広報県民課 総務課 <u>防災・セーフコミュニティ推進室職員</u> は、…	名称の変更
	189	2 避難所候補リストの作成	(4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理するものとする。 オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域か否か	オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、 <u>土砂災害危険箇所</u> か否か	国土交通省通知により削除

【その他対策編】

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
その他	7	雪害対策編 第1章 災害予防計画 第3 計画の内容 11 雪害に対する知識の普及・啓発 (2)実施計画	ア【町が実施する計画】 <u>(7)…特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱個体アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図るものとする。</u> <u>(イ)道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克電に関する技術の普及等を図る。</u>	特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱個体アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及 <u>克電に係る技術の普及等</u> を図るものとする。 (新設)	県の地域防災計画に合わせて修正
	29～34	<u>火山対策編</u>	<u>第1章 災害予防計画</u> <u>第2章 災害応急対策計画</u> <u>第3章 災害復旧計画</u>	(新設)	県の防災計画に合わせて新設
	50	道路災害対策編 第3節 災害応急対策の実施	第2 主な活動 1 道路管理者、指定行政機関、公共機関等それぞれが、陸上障害物除去、緊急輸送 <u>道路</u> 確保等の応急活動を実施する。	1 道路管理者、指定行政機関、公共機関等それぞれが、陸上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。…	文言の修正
	71	危険物等災害対策編 第1章 災害予防計画 第1節 危険物等関係施設の安全性の確保 第1 基本方針	…知識の向上等により、安全性の確保を図る <u>また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため、必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。</u>	(追記)	県の地域防災計画に合わせて修正

[illegible]

【資料編】

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 2	配備態勢と体制基準 統括グループ	<u>危機管理係長</u> <u>危機管理担当係長</u> 1 <u>危機管理係員</u> 1	防災・セーフティ推進係長 防災・セーフティ推進係員 2 (新設)	係名、役職名の変更
		住民グループ	<u>くらしの安全安心課</u> 生活環境・交通係 <u>住民</u> 税務課	<u>住民環境課</u> 生活環境係 税務課	課、係の新設 課名の変更
		教育グループ	<u>こども未来課</u>	<u>子ども未来課</u>	
	資料 2-1	南海トラフ関連地震体制基準	<u>南海トラフ関連地震体制基準</u>	(新設)	南海トラフ関連地震の 配備体制を新設
資料	資料 3	災害対策本部組織図 統括グループ	※ゼロカーボン推進係長 <u>※危機管理係長</u> <u>※危機管理担当係長</u>	※ゼロカーボン推進係長 -(兼務)- ※防災・セーフティ推進係長	係名、役職名の変更
			※付・政策担当課長 広報・交流推進係長	※付・政策調整担当課長 広報・交流推進係長 -(兼務)-	役職名の変更 兼務の解除
		住民グループ	<u>生活相談班</u> <u>生活相談室係長</u>	(新設)	係の新設
			<u>くらしの安全安心部</u> <u>※くらしの安全安心課長</u> <u>生活環境・交通班</u> <u>生活環境・交通係長</u> <u>多文化共生・男女共同参画推進班</u>	<u>住民環境部</u> <u>※住民環境課長</u> (新設)	課名の変更 係の新設

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 3		<u>多文化共生・男女共同参画推進係長</u>		課名、係名の変更
		住民グループ	<u>住民</u> 税務部 ※ <u>住民</u> 税務課長 <u>住民班</u> <u>住民係長</u>	税務部 ※税務課長 (新設)	
		土木グループ	建設工事係長	建設工事係長 -(兼務)-	兼務の解除
			水道工事係長	水道工事係長 -(兼務)-	
		教育グループ	<u>こ</u> ども部 ※ <u>こ</u> ども未来課長 <u>※付・保育園室長</u>	<u>子</u> ども部 ※ <u>子</u> ども未来課長 (新設)	課名の変更 役職の新設 係名の変更 係の新設
			支援班 支援係長 <u>相談班</u> <u>相談係長</u>	<u>子育て</u> 支援班 <u>子育て</u> 支援係長 (新設)	
		教育グループ	<u>※付・郷土博物館長</u> 生涯学習係班 スポーツ振興班 図書館係長 <u>(兼)</u> 郷土博物館係長 <u>(兼)</u>	(新設) <u>文化スポーツ</u> 生涯学習係班 <u>文化スポーツ</u> スポーツ振興班 図書館係長 郷土博物館係長	役職の新設 係名の変更 兼務の追加

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4	本部室及び各部の所掌事務 統括グループ	総務課（ <u>17</u> 人） 企画振興課（ <u>14</u> 人） 総務班（ <u>6</u> ） ゼロ・ホン推進 <u>係長</u> <u>危機管理係長</u> <u>危機管理担当係長</u> <u>危機管理係員（1）</u>	総務課（ 18 人） 企画振興課（ 15 人） 総務班（ 7 ） ゼロ・ホン推進 <u>係員</u> <u>防災・セ・コミュニティ推進係長</u> <u>防災・セ・コミュニティ推進係員</u> <u>防災・セ・コミュニティ推進係員（2）</u>	人数の変更 係名の変更等
	資料 4	本部室及び各部の所掌事務 統括グループ 総務部 事務分掌	2（削除） 3（削除） 7（削除） <u>(4) 避難情報の発令</u>	<u>2 地域間交流に関すること</u> <u>3 多文化共生（外国籍）住民に関すること</u> <u>7 防犯に関すること</u> <u>4 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示に関すること</u>	くらしの安全安心部に 移行
		統括グループ	部長付政策 <u>担当</u> 班長 政策担当課長 <u>部長付みのわの魅力発信班長</u> <u>みのわの魅力発信室長</u> （削除）	<u>企画振興部長付政策調整班長</u> 政策 <u>調整</u> 担当課長 （追加） <u>若者・女性活躍推進班長 班員</u>	
		住民グループ	みのわの魅力発信室 広報・交流推進係長 <u>くらしの安全安心課（7人）</u> <u>住民税務課（10人）</u>	みのわの魅力発信室 広報・交流推進 班長（ <u>兼務</u> ） <u>住民環境課（6人）</u> <u>税務課（8人）</u>	兼務の解除 人数の変更

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
資料			<u>くらしの安全安心部長</u> <u>くらしの安全安心課長</u> <u>生活環境・交通班長</u> <u>生活環境・交通班係長</u> <u>多文化共生・男女共同参画推進班長</u> <u>多文化共生・男女共同参画推進係長</u> <u>住民</u> 税務部長 <u>住民</u> 税務課長 <u>住民班長</u> <u>住民係長</u>	(新設) 税務部長 税務課長 (係名の変更)	課の新設
	資料 4	住民グループ 事務分掌 くらしの安全安心部 住民環境部 教育グループ 学校教育部 こども部	<u>(3)災害多言語支援センターの設置・運営</u> <u>(8)被災家屋等公費解体に関すること</u> <u>(9)防犯に関すること</u> (削除) 学校教育課 (<u>7</u> 人) <u>こ</u> ども未来課 (<u>16</u> 人) 各保育園 (<u>51</u> 人) 文化スポーツ課 (<u>8</u> 人) (削除) <u>こ</u> ども部長 <u>こ</u> ども未来課長 <u>部長付き</u> <u>保育園室長</u>	(新設) 外国籍町民に関すること 学校教育課 (8 人) <u>こ</u> ども未来課 (14 人) 各保育園 (52 人) 文化スポーツ課 (10 人) DX推進係員(1) <u>こ</u> ども部長 <u>こ</u> ども未来課長 (新設) <u>子育て</u> 支援班長 <u>子育て</u> 支援係長	人数の変更 課名の変更

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4	木下保育園 文化スポーツ部	支援班長 支援係長 (削除) 係員 (2) 保健師 (1) <u>社会福祉士 (1)</u> <u>相談班長</u> <u>相談係長</u> <u>班員</u> <u>保健師 (2)</u> <u>保育園副班長</u> <u>担当係長</u> 保育園班員 係員 (4) 保育士 (7) <u>部長付郷土博物館班長</u> <u>郷土博物館長</u> (削除) 班員 係員 (1)	<u>子育て支援担当係長</u> 係員 (4) 保健師 (3) (新設) (新設) 係員 (3) 保育士 (6) (新設) 副班長 文化財係長 副館長 係員 (2)	人数の変更
	資料 4-1	警戒レベル 5 段階区分による避難情報の発令基準 2 警戒レベルによる避難情報の判断基準	(<u>令和 6 年 4 月</u>) 【警戒レベル 3】(天竜川) 避難判断水位(レベル 3) <u>「2.60m」</u> に到達… 氾濫危険水位(レベル 4) <u>「3.10m」</u> に到達… 【警戒レベル 4】(天竜川) 氾濫危険水位(レベル 4) <u>「3.10m」</u> に到達…	(R3.5.20) 「2.40m」 「2.60m」 「2.60m」	時点の修正 長野気象台による修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4-1	【避難情報発令における留意事項】	<u>(3) 夜間や未明であっても、発令基準に該当する場合は、時間に関わらず躊躇なく警戒レベル 4「避難指示」を発令すること。</u> <u>(4) 警戒レベル 5「緊急安全確保」を発令した後、水防団からの報告等で災害発生を確認しても、同一居住者等に対し警戒レベル 5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</u>	(新設) (新設)	県の防災計画に合わせて修正
	資料 4-2	2 避難情報の発令時の状況及び住民等に求める行動	【参考情報】 (2) 箕輪町における 50 年に一度の値は、48 時間降水量 240 mm・3 時間 88 mmである。<u>(令和 4 年 3 月：気象庁)</u> <u>【警戒レベル 2】大雨洪水注意報（気象庁が発表） 気象状況が悪化</u> <u>●自らの避難行動を確認</u> <u>ハザードマップ等により自宅、施設等の災害リスク、指定避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</u>	令和 3 年：48 時間降水量 241mm (新設)	長野地方気象台による修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4-2	2 避難情報の発令時の状況及び住民等に求める行動	<u>【警戒レベル 1】早期注意情報（気象庁が発表） 今後の気象状況悪化のおそれ</u> <u>●災害への心構えを高める</u> <u>防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</u>	(新設)	
	7	3 洪水に対する避難情報の発令基準 (1)洪水予報河川「天竜川」の警戒レベルによる避難情報の発令基準	【警戒レベル 3】高齢者等避難 避難判断水位(レベル 3)である「<u>2.60m</u>」に到達し、… 氾濫危険水位(レベル 4) <u>である「3.10m」</u>に達することが予想され… 【警戒レベル 4】避難指示 氾濫危険水位(レベル 4)である「<u>3.10m</u>」に到達した… 天竜川の伊那富水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル 4)である「<u>3.10m</u>」に到達… 氾濫開始相当水位 <u>である「4.12m」</u> に到達… <u>※基準水位の用語</u> <u>「氾濫開始相当水位」とは、一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において河川氾濫が開始するであろう水位を、その箇所を受け持つ水位観測所の水位</u>	(新設) 「2.40m」 「2.60m」 「2.60m」 「2.06m」 氾濫開始相当水位 -(堤防天端高)「左岸 4.12m-(右岸 4.87m)」 に到達… (新設)	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4-2	3 洪水に対する避難情報の発令基準 (1) 洪水予報河川「天竜川」の警戒レベルによる避難情報の発令基準	<u>に換算したものをいう。伊那富水位観測所の受け持ち区間では河口から 211.2 km の地点であり、その水位は 4.12m である。伊那富水位観測所における両水位を比較した場合、氾濫の危険がある両箇所が近いものの、情報としては災害レベル 5 の災害発生情報であるため、町の避難判断基準としては低い水位（氾濫開始相当水位）に合わせた。</u> (削除)	(新設) ○伊那富水位観測所の氾濫開始相当水位である 2.60m「左岸 4.12m(右岸 4.87m)」については、令和 4 年 1 月、天竜川上流河川事務所に確認。 ○参考事項 ※堤防天端（ていぼうてんば）高＝氾濫開始相当水位÷堤防の一番高い部分の高さ ※樋門（ひもん）：堤防の下を通り抜ける水路	
		同上	<u>7 洪水予報河川「天竜川」の避難情報の判断基準となる水位</u> 避難判断水位 <u>2.60m</u> 氾濫危険水位 <u>3.10m</u> <u>氾濫開始相当水位</u> <u>4.12m</u>	別添 1 天竜川・伊那富水位観測所付近の断面図参照～避難情報の発令基準 避難判断水位 <u>2.40m</u> 氾濫危険水位 <u>2.60m</u>	
		イ 避難情報の発令基準及び発令の判断要領	※気象庁の「指定河川洪水予報」で、伊那富水位観測所における 6 時間先の水位がレベル 1 水防団待機 <u>(1.00m)</u>	(追記)	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4-2	イ 避難情報の発令基準及び発令の判断要領	レベル 2 氾濫注意水位 <u>(1. 50m)</u> レベル 3 避難判断水位 <u>(2. 60m)</u> レベル 4 氾濫危険水位 <u>(3. 10m)</u> (イ) 避難情報の発令目安 「避難判断水位」<u>(2. 60m)</u> は「氾濫危険水位」<u>(3. 10m)</u> の「1 時間前」として… 「氾濫危険水位」<u>(3. 10m)</u> は「氾濫」の… (ウ) 豪雨災害時の天竜川の水位と釜口水門の放流状況等（過去のデータ） <u>令和 3 年 8 月豪雨 令和 3 年 8 月 13～17 日</u> <u>累積雨量 319 mm</u> <u>天竜川水位（伊那富水位観測所）2. 62m</u> <u>釜口水門最高放水量 357 t（8/15 13：57）</u> <u>町内で複数の土砂災害が発生</u> （削除）	（追記） 「避難判断水位」<u>(2. 40m)</u> は「氾濫危険水位」<u>(2. 60m)</u> の「1 時間前」 「氾濫危険水位」<u>(2. 60m)</u> は… （新設） 台風 21 号 平成 29 年 10 月 22～23 日 長野県に最接近 天竜川水位 (23 日 2:30) 1. 50m 3 時間水位予測～5:00 1. 78m 釜口水門放水量 10/22 8:00 毎秒 50 t 10:15 毎秒 100 t 町内最高雨量 78 mm 台風 22 号 平成 29 年 10 月 29～30 日 近畿、関東接近時の中心気圧 30 日 975hpa 天竜川水位 (29 日 19:30) 1. 19m 釜口水門放水量 10/29 12:45 毎秒 50 t 16:30 毎秒 100 t 町内最高雨量 58 mm	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4-2	エ 浸水想定区域による避難対象区域	地区名 <u>南小河内</u> 区域 <u>堰下の一部(206. 2～205. 6)</u> (削除) 地区名 沢区 区域 ・ 北部 1 組の一部 (<u>207. 0</u>～206. 4) ・ 北部 2 組の一部 (206. 4) ・ 北荒井 8 組の一部 (206. 0) ・ 中荒井 10 組の一部 (205. 8) ・ 南荒井 11 組の全部 (205. 6) 地区名 三日町区 区域 ・ 東河原地籍 (<u>「十沢橋東」交差点付近</u>) (<u>203. 6～203. 2</u>) ・ 上町北 1 の全部:天竜川兩岸 (<u>202. 4</u> <u>～201. 8</u>) ・ 上町北 2 の全部 (201. 8) ・ 下町の全部 (<u>201. 6～200. 8</u>) ・ 田中城の全部 (<u>200. 8</u>～199. 8) 地区名 福与区 区域 ・ 卯の木の一部分 (<u>段丘の下段</u>) (<u>199. 4</u>)	※天竜川上流河川事務所と長野地方気象台が共同で発表している「指定河川洪水予報を確認」気象庁HP (新設) 地区名 <u>長岡区</u> 区域 <u>西河原地籍→戸沢地籍→田畑</u> (<u>205. 8～203. 8</u>) ・ 北部 1 組の一部 (<u>207. 2</u>～206. 4) ・ 北部 2 組の一部 (206. 4<u>～206. 2</u>) ・ 北荒井 8 組の一部 (<u>206. 2</u>～206) ・ 中荒井 10 組の一部 (<u>206</u>～205. 8) ・ 南荒井 11 組の全部 (<u>205. 8</u>～205. 6) ・ 東河原地籍 <u>田畑</u> (<u>203. 4～202. 6</u>) ・ 上町北 1 の全部:天竜川兩岸 (<u>202. 2</u> <u>～202</u>) ・ 上町北 2 の全部 (<u>202</u>～201. 8) ・ 下町の全部 (<u>201. 4～201</u>) ・ 田中城の全部 (<u>200. 6</u>～199. 8) 卯の木の極一部分 (<u>1軒</u>) (<u>189. 2～189</u>)	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4-2	エ 浸水想定区域による避難対象区域	地区名 松島区 区域 ・ 東町 2 の全部 (204. 0～203. 6) ・ 坂井南の<u>一部</u> (202. 8～202. 4) 地区名 木下区 区域 ・ 栄町の一部 (202. 0～201. 4) ・ 南新町の一部 (201. 2～<u>200. 8</u>) <u>※カッコ内の数字は、河口から距離を示すポイントで、各常会等のおおよその位置を示している。</u>	・ 東町 2 の全部 (203. 8～203. 6) ・ 坂井南の<u>全部</u> (202. 8～202. 4) ・ 栄町の一部 (202. 2～201. 4) ・ 南新町の一部 (201. 2～200. 6)	
		(2) その他河川(県管理)の警戒レベルによる避難情報の発令基準	ア 避難情報の発令基準 以下の状況を参考に気象情報あるいは気象予測、雨量計の情報、巡視者等からの情報などを<u>踏まえて</u>総合的に判断して発令する。 ・ <u>気象情報</u>、降雨の状況及び洪水予報… ・ 今後の<u>河川水位の予測</u> (削除) 【警戒レベル 3】高齢者等避難 ・ 沢川「南田-福沢水位計」(危険水位基準なし)に到達し、下記①②<u>のいずれか</u>に該当する場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」(警戒	※数字(000～000)は天竜川上流河川事務所作成の天竜川の地点ポイント 以下の状況を参考に気象情報あるいは気象予測、雨量計の情報、巡視者等からの情報などを総合的に判断して発令する。 ・ 降雨の状況及び洪水予報河川の… ・ 今後の<u>水位の上昇が見込まれる場合</u> 洪水警報-注意報(川の防災情報) +-洪水警報の危険度分布・現地情報(巡視等)-避難情報の発令を判断 ・ 沢川「南田-福沢水位計」(堤防天端高-危険水位基準なし)に到達し、下記の①②に該当する場合	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4-2	3 洪水に対する避難情報の発令基準 (2) その他河川(県管理)の警戒レベルによる避難情報の発令基準 ア 避難情報の発令基準	レベル 3 相当情報〔洪水〕)が出現した場合 (流域雨量指数の<u>実況値または</u>予測値が洪水警戒基準に到達する場合) 【警戒レベル 4】避難指示 ・ 沢川「南田-福沢水位計」(危険水位基準なし)に到達し、下記①②<u>のいずれか</u>に該当する場合 ②洪水警戒の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル 4 相当情報〔洪水〕)が出現した場合 <u>(流域雨量指数の実況値または予測値が洪水警戒基準を大きく超過する場合)</u> 2: 堤防に<u>異常</u>な漏水・浸食等が発見された場合 <u>3: 箕輪ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</u> <u>※ダムが満水となる状況となり、ダムへの流入量と同程度の放水量とする操作であるため、下流河川の水量・水位が増して氾濫のおそれが高まる。</u> <u>4: 省略</u> <u>5: 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等…(暴風警戒発表の 3 時間後には暴風となるおそれがある)</u> 【警戒レベル 5】緊急安全確保 以下のいずれかに該当する場合に発令	…(流域雨量指数の予測値が洪水警戒基準に到達する場合) ・ 沢川「南田-福沢水位計」(堤防天端高危険水位基準なし)に到達し、下記の①②に該当する場合 (新設) 2: 堤防に<u>軽微</u>な漏水・浸食等が発見された場合 (新設) (暴風警戒の発表<u>後速やかに発令</u>：3~6時間後には暴風となるおそれがある) 以下のいずれかに該当する場合に発令<u>する</u>	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4-2	3 洪水に対する避難情報の発令基準 (2) その他河川(県管理)の警戒レベルによる避難情報の発令基準 ア 避難情報の発令基準	<u>※災害が発生または切迫した段階であり、本来は「立ち退き避難」すべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であることに注意する。</u> <u>2:洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報〔洪水〕)が出現した場合(流域雨量指数の実況値が大雨特別警報(侵水害)基準に到達した場合)</u> <u>3:4:5:6:</u> (省略) ◆警戒レベル4「避難指示」<u>発令時の注意</u> 夜間・未明であっても発令基準 <u>1~4</u> に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。 (削除) ◆警戒レベル5「緊急安全確保」<u>発令時の注</u>	「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、以下1~5のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (新設) ◆警戒レベル4「避難指示」 ・夜間・未明であっても発令基準 <u>1~2</u> に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。 →避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準1~2に該当した場合は、躊躇なく「警戒レベル4」避難指示を発令する。 ◆警戒レベル5「緊急安全確保」	文言の整理

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4-2	3 洪水に対する避難情報の発令基準 (2) その他河川(県管理)の警戒レベルによる避難情報の発令基準 イ その他河川等の流域雨量指数基準値による判断要領	<u>意</u> ・発令基準 <u>1~5</u> を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、発令基準6の災害発生を確認しても… ・洪水警報危険度分布の「<u>氾濫している可能性(黒)</u>」は、大雨特別警報が発表された… (7) 流域雨量指数の概要 流域雨量指数は、上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度が<u>どれだけ</u>高まるかを把握するための指数。 (イ) 流域雨量指数の予測値<u>を使った</u>避難情報の発令 <u>(ウ)</u> 気象庁 <u>ホームページ</u> での流域雨量指数の予測値の確認 <u>方法</u> <u>(エ)</u> その他河川等の流域雨量指数による危険度 <u>(オ)</u> 気象庁 <u>ホームページ(キキクル)</u> を使った危険度分布の <u>確認</u> (削除)	・発令基準 <u>1~4</u> を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、発令基準6の災害発生を確認し… ・洪水警報危険度分布の「<u>極めて危険(濃い紫)</u>」は、大雨特別警報が… 流域雨量指数は、上流域に降った雨によって、<u>どれだけ</u>下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指数。 流域雨量指数の予測値<u>で</u>避難情報の発令 <u>を判断</u> 気象庁 <u>HP</u> での流域雨量指数の予測値の確認 項目の追加 気象庁 <u>HP</u> で洪水警報の危険度分布 <u>を確認</u> <u>一般に、山間部等を流れる中小河川(その他の河川)は、流域面積が狭く勾配が急であるため、流れが速くなりやすく、大雨が降ると急激な増水を伴うという特徴がある。山間部等</u>	文言の整理

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4-2	3 洪水に対する避難情報の発令基準 (2) その他河川(県管理)の警戒レベルによる避難情報の発令基準 イ その他河川等の流域雨量指数基準値による判断要領	(削除) 避難 判断の基準となる流域雨量指数と避難対象区域(その他の河川) 河川名 桑沢川 地区名 沢区 <u>大出区</u> 区域 <u>西山</u> から西天竜までの間 右岸～長田 <u>1組の一部</u> 右岸～沢上西 1 組の <u>一部</u> 区域 西天竜から <u>中央道</u> までの間 左岸～ <u>沢上北部 2 組の一部</u> (新設) <u>沢上北部 3 組の全部</u> (新設) 右岸～ <u>沢上南 1 組の一部</u> (新設) 沢上南 2 組の <u>一部</u> 沢上南 3 組の全部	の流れの速い中小河川等で水量によって川岸が削れ家屋が押し流されるおそれがある場合、あるいは、中小河川の氾濫が発生したときの浸水の深さは最上階の高さまで浸水するおそれがある。 判断の基準となる流域雨量指数と避難対象区域(その他の河川) (大出区を追加) 辰野・与地線 から西天竜 西側 までの間 左岸～ 長田 1 組の全部 (削除) 右岸～長田 <u>2 組の全部</u> 右岸～沢上西 1 組の <u>全部</u> 右岸～ 沢上西 3 組の全部 (削除) 右岸～ 沢上西 4 組の全部 (削除) 西天竜 東側 から 国道 153 号西側 までの間 沢上南 2 組の 全部(国道 153 号東側) 沢上南 3 組の 全部(国道 153 号東側)	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4-2	避難判断の基準となる流域雨量指数と避難対象区域(その他の河川)	沢上南 4 組の全部 <u>大出 14 組の全部(大出区)</u> (新設) 区域 <u>中央道から天竜川までの間</u> 左岸～西部 3 組の<u>一部</u> 右岸～<u>北荒井 7 組の全部</u> (新設) <u>南荒井 12 組の一部</u> (新設) 宮通り 15 組の<u>一部</u> <u>町住 16 組の全部</u> (新設) <u>大出 7 組の一部(大出区)</u> (新設) 河川名 深沢川 地区名 <u>沢区</u> 大出区 松島区 <u>三日町区</u> 区域 天竜川との合流付近 左岸～<u>南荒井 12 組の一部(以下沢区)</u> <u>南荒井 13 組の一部</u> <u>大出 7 組の一部(以下大出区)</u> 右岸～北島の<u>全部</u> (<u>以下松島区</u>) <u>北 1 の一部</u> <u>北 2 の一部</u> <u>北町の一部</u> <u>東町 1 の一部</u> <u>東町 2 の全部</u> <u>天竜町の全部</u> <u>日の出新町 1 の全部</u> <u>日の出新町 2 の全部</u> <u>日の出新町 3 の一部</u>	沢上南 4 組の全部(国道 153 号西側) 中央道<u>東側</u>から JR 飯田線西側までの間 JR 飯田線東側から天竜川まで 西部 3 組の<u>全部</u> 左岸～<u>沢上南 3 組の全部</u> (削除) 右岸～<u>沢上南 2 組の全部</u> (削除) 宮通り 15 組の<u>全部</u> (追記) (新設) 北島の<u>一部</u> (松島区) (アパート等) (新設)	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4-2	避難判断の基準となる流域雨量指数と避難対象区域(その他の河川)	<u>本町 1 の一部</u> <u>坂井南の一部</u> <u>上町北 1 の一部 (三日町区)</u> 河川名 帯無川 地区名 <u>中原区</u> 松島区 木下区 三日町区 区域 <u>西山から中央道までの間</u> <u>左岸～中原 1 組の一部 (以下中原区)</u> <u>中原 2 組の一部</u> <u>中原 3 組の一部</u> <u>中原 4 組の一部</u> <u>右岸～一宮 2 の一部 (木下区)</u> <u>※樫の木沢との合流地点付近のみ</u> <u>※西山から「中原区民いこいの森」付近の堰堤までの間は氾濫想定区域が堤防内であるため、上古田区内は避難情報の対象としない。</u> 区域 <u>中央道から J R 飯田線までの間</u> 左岸～<u>元町の一部</u> <u>旭町の一部</u> <u>仲町 1 の一部</u> <u>仲町 2 の全部</u> <u>仲町 3 の一部</u> <u>日ノ出町 1 の一部</u> <u>日ノ出町 2 の一部</u> <u>清水町の一部</u> <u>西町 1 の全部</u> <u>西町 2 の全部</u>	(追記) 春日街道西側 春日街道から国道 153 号までの間 (新設) 国道 153 号から J R 飯田線 (新設)	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4-2	避難判断の基準となる流域雨量指数と避難対象区域(その他の河川)	<u>通り町の全部</u> <u>桜町の一部</u> 本町 1 の <u>全部</u> 本町 2 の <u>全部</u> 本町 3 の <u>全部</u> 右岸～中 1 の <u>全部</u> 常磐町の <u>全部</u> <u>宮本の一部</u> <u>天王の一部</u> <u>西殿町の全部</u> <u>南部の一部</u> 区域 <u>J R から天竜川までの間</u> 左岸～ <u>日の出新町 1 の一部</u> (新設) <u>日の出新町 2 の一部</u> (新設) 日の出新町 3 の <u>全部</u> 右岸～東殿町の <u>全部</u> <u>南新町の一部</u> <u>上町北 1 の一部</u> <u>田中城の全部</u> 河川名 沢川 区域 長岡区 左岸～ <u>※県道諏訪箕輪線より下段など</u> <u>川沿い</u> 右岸～南部の一部 <u>※一の沢橋の東側下段</u> 福沢の一部	本町 1 の <u>一部</u> 本町 2 の <u>一部</u> 本町 3 の <u>一部</u> 中 1 の <u>一部</u> 常磐町の <u>一部</u> (新設) J R 飯田線からバイパス (R153) バイパス (R153) から天竜川までの間 日の出新町 3 の <u>一部</u> 東殿町の <u>一部</u> (新設) (追記)	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4-2	3 洪水に対する避難情報の発令基準 (3) 避難情報の解除の考え方 4 土砂災害に関する避難情報の発令基準 土砂災害の警戒レベルによる避難情報の発令基準	<u>※町道 11 号線より下段と、田無橋の東側</u> <u>※堰下は住宅がないため避難情報の対象としない</u> イ <u>その他の河川</u> (桑沢川・深沢川・帯無川・沢川) (3) 避難情報の発令基準 <u>及び留意事項</u> (削除) <u>避難対象区域の判断</u> <u>大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位で発表されるため、各避難情報は適切に絞り込む。</u> <u>その際、長野県河川砂防情報ステーションの「地域メッシュコード」で土砂災害の危険度分布を確認する。</u>	水位設定のない河川等 (3) 避難情報の発令基準 <u>組み合わせて判断</u> 大雨警報（土砂災害） 土砂災害警戒情報 ※県建設部砂防課（FAX） + 土砂災害危険箇所 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 + 土砂災害危険度 メッシュ情報 スネークライン図 <u>注「土砂災害警戒情報」が発表されたら、土砂災害危険度を確認し必要な地域に直ちに警戒レベル 4「避難指示」を発令することを基本とする</u> （表の右欄にある『対象となる区域』をすべて削除） (新設)	文言の整理

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4-2	土砂災害の警戒レベルによる 避難情報の発令基準	(削除)	※1 土砂災害の危険度分布 気象庁 HP の「大雨警報(土砂災害)の 危険度分布」——土壌雨量指数及び降 雨の実況・予測に基づき、土砂災害 発生危険度を 1km メッシュ毎に階 級表示した分布図 県「長野県河川砂防情報ステーショ ン」の「土砂災害危険度メッシュ」 1 kmメッシュ毎の土砂災害発生危険 度情報で確認する。	
		(4) 土砂災害危険度の判定要領	(削除)	土砂災害発生危険度情報「スネー クライン図」とは	
			1 kmメッシュごとにスネークラインが土砂災 害発生危険基準線(CL)を超過するか <u>によっ て</u> 土砂災害発生危険性を提供する情報で ある。	1 kmメッシュごとにスネークライン が土砂災害発生危険基準線(CL)を超 過するか監視しスネークラインと土 砂災害発生基準線(CL)の関係から土 砂災害発生危険性を提供する情報 である。	
		(4) 土砂災害発生危険度判断 要領 ウ 箕輪町の大雨警報・注意報 の土壌雨量指数「地域メッシ ュコード」の基準値	…県河川砂防情報ステーションに「地域メッ シュコード」が表示された場合、危険度が高 い地域を絞り込み避難情報を発令する。	…県河川砂防情報ステーションに 「地域メッシュコード」が表示され た場合、伊那建設事務所「土砂災 害危険度判定メッシュ図」で、危険 度が高い地域を絞り込み避難情報を 発令する。	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 4-2	土砂災害の危険度分布(メッシュの色と避難行動)	黒色 <u>《実況値がすでに大雨特別警報(土砂災害)の基準値以上》</u> <u>緊急安全確保</u> 紫色 <u>《実況値または2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上》</u> <u>避難指示</u> 赤色 <u>《実況値または2時間先までの予測値が大雨警報の基準以上》</u> <u>高齢者等避難</u> 黄色 <u>《実況値または2時間先までの予測値が大雨注意報の基準に到達》</u> 白色 <u>《実況値または2時間先までの予測値が大雨注意報の基準に到達》</u> <u>今後の情報等に留意</u>	《災害切迫》 (新設) 《危険》 (新設) 《警戒》 (新設) 《注意》 《今後の情報等に留意》	
		(4) 県及び関係機関への伝達	…国土交通省天竜川上流河川事務所、上伊那広域 <u>連合</u> 消防本部、伊那警察署等の関係機関にも情報伝達するものとする。	…国土交通省天竜川上流河川事務所、上伊那広域消防本部、伊那警察署等の関係機関にも情報伝達するものとする。	名称の訂正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 9	要配慮者利用施設一覧表	【医療施設】水防法第 15 の 3 第 1 項の「訓練の実施」「計画の作成」の除外対象施設 <u>やぶはら小児科医院 三日町 969-3</u> <u>0265-98-7501</u> <u>オーク歯科クリニック 中箕輪 8390-13</u> <u>0265-70-7001</u>	(新設)	
	資料 11	箕輪町医師会名簿	三浦浩平 箕輪ひまわりクリニック <u>会長</u>	城崎輝之 しろざき内科クリニック <u>会長</u>	会長の変更
	資料 14	災害時協定締結の状況	<u>災害時における放送に関する協定</u> <u>伊那ケーブルテレビジョン株式会社</u> <u>令和 6 年 10 月 25 日</u> <u>自主放送チャンネルのほか、有線テレビジョンの自主放送、及びコミュニティ FM の番組内または番組を中断して災害放送を行う。</u> <u>災害時における相談業務に関する協定書</u> <u>長野県弁護士会 令和 6 年 4 月 11 日</u> <u>協定内容(第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条)</u> <u>・災害等が発生して被害が生じた場合、被災者支援のための相談業務を円滑かつ適切に行うことを目的とする。</u> <u>・町は災害時において、弁護士会に対して被災者相談業務の実施を要請することができ</u>	(新設)	新規の協定締結

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料	資料 14	災害時協定締結の状況	<u>る。</u> <u>・弁護士会は、要請に応じて町が指定する場所へ相談員を派遣して相談業務を実施する。</u> <u>・弁護士会は、町に対して相談業務の実施状況、その他必要事項を書面により報告する。</u> <u>・被災者相談業務は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。</u> <u>災害時における建物の一時使用に関する協定書</u> <u>生活協同組合コープながの</u> <u>令和7年1月21日</u> <u>風水害が発生し、または発生するおそれがある場合において、コープながの伊北センターの建物を一時避難施設として使用することを定めたもの。</u>	(新設) 全国セーフコミュニティ推進自治体の申合せ 京都府亀岡市 青森県十和田町 神奈川県厚木市 東京都豊島区 神奈川県横浜市 大阪府松原市 埼玉県秩父市 福岡県久留米市	新規協定締結 セーフコミュニティ脱会につき削除
		同上	(削除)		